

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護の決定及び実施等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和5年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況把握に用いる。 <p>(1)要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携</p> <p>※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 <p>生活に困窮する外国人に係る上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成二十七年岡山県条例第四十九号)(以下「県条例」という)により、法律の規定に準じて行う。</p>
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 県条例第3条第1項、第2項、第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8～9号 【情報提供ができる根拠規定】 別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3、4号 別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条1、2、3、4、5号 別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7、9、10号 別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5号 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号 別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第59条の2 1、2、3、4号 別表第二の120の項 内閣府総務省令第7号第59条の3 1、2号</p> <p>【情報照会ができる根拠規定】 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条 県条例別表第二の3の2、別表第三の2の2</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>岡山県子ども・福祉部障害福祉課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>障害福祉課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>岡山県総務部総務学事課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7214</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>岡山県子ども・福祉部障害福祉課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7344</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

